令和4年11月10日

キノンビクス株式会社

■くるみん認定　行動計画

　社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

１．計画期間　　令和４年12月１日　～　令和７年６月３０日　までの２年7か月

２．内容

目標１：令和5年1月～　所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。（ワーク・ライフバランスの充実）。会社全体、チーム毎の日を設定する。

＜対策＞

　●　令和４年12月～　所定外労働の現状を把握

●　令和４年12月～　社内検討委員会での検討開始

●　令和5年　1月～　ノー残業デーの実施（会社全体の日、各チームごとの日を設定）

　　　　　　　　　　　 毎月の経営協議会で実施状況の報告・検証

　　　　　　　　　　　 朝礼、社内掲示（社内イントラ内等）で社員への周知徹底

目標２：令和7年６月までに、多様な働き方を促進するため、年次有給休暇の取得

　　　　促進にて取得率60％以上とする。リフレッシュ休暇（特別休暇制度）の設定と取得促進。

＜対策＞

　●　令和４年12月～　年次有給休暇の取得状況について実態を把握

　●　令和４年12月～　社内検討委員会での検討開始

　●　令和４年12月～　計画的な取得に向けた管理職研修の実施

●　令和5年1月～　有給休暇取得予定表の掲示や、取得状況のとりまとめなどによ

る取得促進のための取組の開始

目標３：令和7年６月までに、育児休業（産後パパ育休も含む）・および育児休暇の取得、子の看護休暇の取得促進。

男性社員・・・５0％以上、女性社員・・・80％以上とする。

目標２：令和５年６月までに、多様な働き方を促進するため、年次有給休暇の取得

　　　　の促進。

＜対策＞

　●　令和４年12月～　就業規則の見直し実施

●　令和４年12月～　対象となる社員の特定・想定作業

●　令和５年　1月～　社員に周知徹底

　　　　　　　　　　社内掲示（社内イントラ内等）で社員への周知徹底・取得促進